

【登録取消・一時停止 措置実施状況】(2025 年度)

不適正な行為が発見された事業所に対しては、以下の事由において車上作動処理業務委託契約の登録取消・一時停止を実施いたしました。

< 凡例 >

番号	措置確定年月	(地区名)	措置区分
措置に該当する事象			
< 該当するエアバッグ類車上作動処理業務規約の条文番号 >			

10	2025 年 10 月	(中国地区)	一時停止
・事業所敷地内に未処理エアバッグ類が正当な理由なく(自動車メーカーに引き渡す以外の目的で)保管されていた。 ・車上作動を実施した車台の車台詳細情報を確認していなかった。			
< 規約第 7 条 1. (5) >			

9	2025 年 10 月	(九州地区)	一時停止
・車上作動を実施した車台の車台詳細情報を確認していなかった。			
< 規約第 7 条 1. (5) >			

8	2025 年 9 月	(中部地区)	一時停止
・車上作動を実施した車台の車台詳細情報を確認していなかった。 ・「エアバッグ類適正処理情報」等に記載している業務手順・作業方法が守られていない。			
< 規約第 7 条 1. (5) >			

7	2025 年 9 月	(近畿地区)	登録取消
・事業所敷地内に未処理エアバッグ類が正当な理由なく(自動車メーカーに引き渡す以外の目的で)保管されていた。 ・車上作動処理における遵守事項(管理台帳の作成・記入)について、管理台帳を作成していなかった。			
< 規約第 7 条 1. (4) > < 規約第 7 条 1. (5) >			

6	2025 年 8 月	(近畿地区)	一時停止
・車上作動を実施した車台の車台詳細情報を確認していなかった。			
< 規約第 7 条 1. (5) >			

5	2025 年 7 月	(四国地区)	登録取消
・エアバッグ類車上作動処理実績を確認するための提出書類に不備等が複数回あり、度重なる改善を依頼したが十分な改善が見られず、車上作動処理業務を適正に行う事が困難と判断したため。			
< 規約第 7 条 1. (5) >			

4	2025 年 6 月	(東北地区)	一時停止
・事業所敷地内に未処理エアバッグ類が正当な理由なく(自動車メーカーに引き渡す以外の目的で)保管されていた。			
< 規約第 7 条 1. (5) >			

3	2025 年 6 月	(東北地区)		一時停止
・事業所敷地内に未処理エアバッグ類が正当な理由なく(自動車メーカーに引き渡す以外の目的で)保管されていた。				
<規約第 7 条 1. (5)>				

2	2025 年 6 月	(関東地区)		登録取消
・エアバッグ類車上作動処理実績を確認するための提出書類に不備等が複数回あり、度重なる改善を依頼したが十分な改善が見られず、車上作動処理業務を適正に行う事が困難と判断したため。				
<規約第 7 条 1. (5)>				

1	2025 年 6 月	(東北地区)		一時停止
・事業所敷地内に未処理エアバッグ類が正当な理由なく(自動車メーカーに引き渡す以外の目的で)保管されていた。				
<規約第 7 条 1. (5)>				

以上